

## 第 4 健康推進班

## 1 健康おきなわ21（第2次）の推進

### 【経過】

沖縄県では、健康増進法（第8条）に基づき平成14年1月に県民の「早世の予防」「健康寿命の延伸」「生活の質の向上」を目的に「健康おきなわ2010」を策定し、平成20年3月に長寿世界一復活に向けた行動計画「健康おきなわ21」へ改定、県民行動指針「チャージャーガンジューおきなわ9か条」を決定、県民一体の健康づくり運動に取り組んできた。

平成30年2月公表の平成27年道府県別生命表では本県の平均寿命は男性が30位から36位、女性は3位から7位へ前回公表より順位を下げ、長寿県の地位が危機的となった。この状況をふまえ平成26年3月に、県では「2040年に男女とも平均寿命日本一」を長期目標とする「健康おきなわ21（第2次）～健康・長寿おきなわ復活プラン～」を策定し、平成30年3月に「健康おきなわ21（第2次）中間報告書」で評価し目標達成に向けて推進している。

八重山保健所では、平成26年度に市町村や関係団体等22団体で「八重山地区健康おきなわ21推進会議」を設置している。地域と職域が連携し、八重山管内地域住民の健康増進と生活習慣病の一次予防及び重症化予防に取り組み、QOLの向上と健康長寿の延伸を目指し、また、地域の健康格差の縮小や社会環境の整備に力を入れPDCAサイクルに従って事業展開をしている。

### 【八重山保健所の健康づくり事業費の内訳】

|                  |               |   |
|------------------|---------------|---|
| 県民健康づくり<br>推進事業費 | 健康づくり事業       | ①各種健康づくりに関する週間、月間における普及啓発事業<br>(パネル展示、横断幕掲揚、地元マスコミ記事掲載、ラジオCM放送、ポスター作成等)         |
|                  | 生涯にわたる健康づくり事業 | ①研修会の開催<br>②健康増進事業担当者会議の開催<br>アがん検診に関する調整会議<br>イ健康づくり事業に関する調整会議                 |
|                  | 地域・職域連携推進事業   | ①地域職域連携推進会議（八重山地区健康おきなわ21推進会議を兼ねる）及び各部会の開催<br>②地域・職域対象への健康教育等                   |
| 健康増進計画推進<br>事業費  | 健康おきなわ21推進事業  | ①八重山地区健康おきなわ21推進会議（地域職域連携推進会議を兼ねる）<br>②「Let's健康おきなわ21」リレーエッセイ（新聞掲載）<br>③普及用媒体作成 |
|                  | たばこ対策促進事業     | ①改正健康増進法の普及啓発<br>②改正健康増進法に伴う立ち入り検査等   |
|                  | 糖尿病予防戦略事業     | ①栄養情報提供店登録推進事業<br>②研修会の開催   |

|           |          |   |
|-----------|----------|---|
| 歯科保健推進事業費 | 歯科保健推進事業 | ①フッ化物応用の推進<br>②かかりつけ歯科医の普及<br>③研修会の開催                 |
| 歯科衛生事業費   | 歯科衛生事業   | ①市町村支援<br>②歯と口の健康週間                                   |
| 栄養改善対策事業費 | 栄養改善関連事業 | ①市町村支援<br>②特定給食施設指導<br>③研修会の開催<br>④栄養成分表示指導<br>⑤食育の推進 |

(1) 健康づくり事業

ア 健康づくりに関する週間・月間における各種情報発信

| 事業名                                    | 事業内容   | 場所/掲載誌  |
|--|--|---|
| 禁煙週間<br>(5/31~6/6)                     | ①パネル展<br>②横断幕掲揚                              | ①②保健所<br>②八重山合同庁舎                                       |
| 歯と口の健康週間<br>(6/4~6/10)                 | ①パネル展<br>②横断幕掲揚<br>③地元新聞リレーエッセイ掲載 (8団体)      | ①保健所<br>①石垣市健康福祉センター<br>②八重山合同庁舎<br>③八重山毎日新聞<br>③八重山日報社 |
| 食育月間<br>(6月)                           | ①パネル展<br>②横断幕掲揚<br>③X (旧: Twitter)           | ①保健所<br>①石垣市役所<br>①石垣市健康福祉センター<br>①石垣市立図書館<br>①②八重山合同庁舎 |
| 栄養週間<br>(8/1~8/7)                      | ①パネル展<br>②X (旧: Twitter)                     | ①保健所  |
| 健康増進普及月間<br>食生活改善普及運動<br>(9月)          | ①パネル展<br>②横断幕掲揚<br>③X (旧: Twitter)           | ①保健所<br>①マックスバリュ어야いま店<br>①②八重山合同庁舎                      |
| がん検診受診率50%に<br>向けた集中キャンペーン<br>月間 (10月) | ①パネル展<br>②横断幕掲揚<br>③ラジオCM<br>④X (旧: Twitter) | ①保健所<br>①②八重山合同庁舎<br>③FMいしがきサンサン<br>ラジオ                 |
| 歯がんじゅう月間<br>(11月)                      | ①パネル展<br>②横断幕掲揚<br>③ラジオCM<br>④X (旧: Twitter) | ①保健所<br>①②八重山合同庁舎<br>③FMいしがきサンサン<br>ラジオ                 |

|                         |                                    |  |
|-------------------------|------------------------------------|--|
| 全国糖尿病週間<br>(11/8～11/14) | ①パネル展<br>②ラジオCM<br>③X (旧: Twitter) | ①保健所<br>①八重山合同庁舎<br>②FMいしがきサンサン<br>ラジオ |
| 女性の健康週間<br>(3/1～3/8)    | ①パネル展<br>②ラジオCM<br>③X (旧: Twitter) | ①保健所<br>①八重山合同庁舎<br>②FMいしがきサンサン<br>ラジオ |



(食育月間)

(健康増進普及月間・食生活改善普及運動)

## (2) 生涯にわたる健康づくり事業

### ア 健康増進事業担当者等を対象とした会議及び講習会の開催

会議名：管内3市町健康づくり事業情報交換会

日 時：石垣市 令和5年4月27日(木)、6月5日(月)

竹富町 令和5年7月27日(木)

与那国町 令和5年7月13日(木)

場 所：石垣市保健福祉センター、竹富町役場、与那国町役場

参加者：3市町健康づくり主管課長、係長、担当者、保健師、管理栄養士等

議 題：今年度の健康づくり事業について(県・保健所、市町)

## (3) 地域・職域連携推進事業

### ア 地域・職域連携推進会議及び各部会の開催(健康おきなわ21の推進事業に記載)

### イ 働き盛り世代層への働きかけ(健康教育)石垣市内事業所向け健康講話

令和5年度八重山地区労働衛生大会にて健康講話及びパネル展開催

日 時：令和5年9月6日(水)

テーマ：八重山の透析と健康問題について

講 師：県立八重山病院 腎臓内科部長 宮里均 医師

## (4) 健康おきなわ21推進事業

### ア 八重山地区健康おきなわ21推進会議の開催

目 的：八重山地区における「健康おきなわ21(第2次)」を、管内3市町の健康づくり計画と連携を図り、効果的に推進する。あわせて、八重山地

区住民の継続的な健康管理を行うため、地域保健と職域保健の連携体制を整備する。

日 時：令和6年2月15日（木）

参加団体：15団体

内 容：沖縄県民の健康の現状・課題について（報告）

基調講演「石垣・八重山地域の健康状態について」

講師：県立八重山病院 腎臓内科部長 宮里均 医師

構成員より健康づくりに関する取り組み報告・意見交換

#### イ 八重山地区健康おきなわ21推進会議ワーキング部会の開催

目的：八重山地区健康おきなわ21推進会議の目的を達成するために必要な作業部会的な役割を担う。

##### (ア) 肥満対策

目的：地域住民の肥満解消のため、食生活や運動分野における効果的・具体的な対策、及び普及啓発について検討する。

委員：13人（八重山郡スポーツ協会、石垣市体育協会、総合型スポーツクラブ歩きニスト、石垣市スポーツ交流課、市町管理栄養士、栄養士会八重山部会、食品衛生協会八重山支部、飲食業生活衛生同業組合八重山支部、八重山調理師会、市町食生活改善推進協議会）

日時：令和5年10月4日（水）午後1時30分～3時

内容：（報告）

- ・ワーキング部会（肥満対策）におけるこれまでの検討事項について
- ・八重山保健所管内の健康課題について

（検討）

- ・沖縄県・保健所の健康づくりの取り組みについて
- ・島を歩こう！八重山ウォーキングマップ2018の更新について
- ・各団体の取り組みについて

（情報提供）

- ・がん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間について
- ・インフルエンザまん延防止、レプトスピラ症について

##### (イ) 糖尿病予防対策

目的：地域住民の糖尿病発症予防、重症化予防のため、医療機関、市町村、地域・職域等、健康づくりに取り組む団体と連携し、効果的・具体的な対策及び普及啓発について検討する。

委員：6人（石垣市、竹富町、与那国町、八重山地区医師会、県立八重山病院、医療法人ゆいまーる よなは医院）

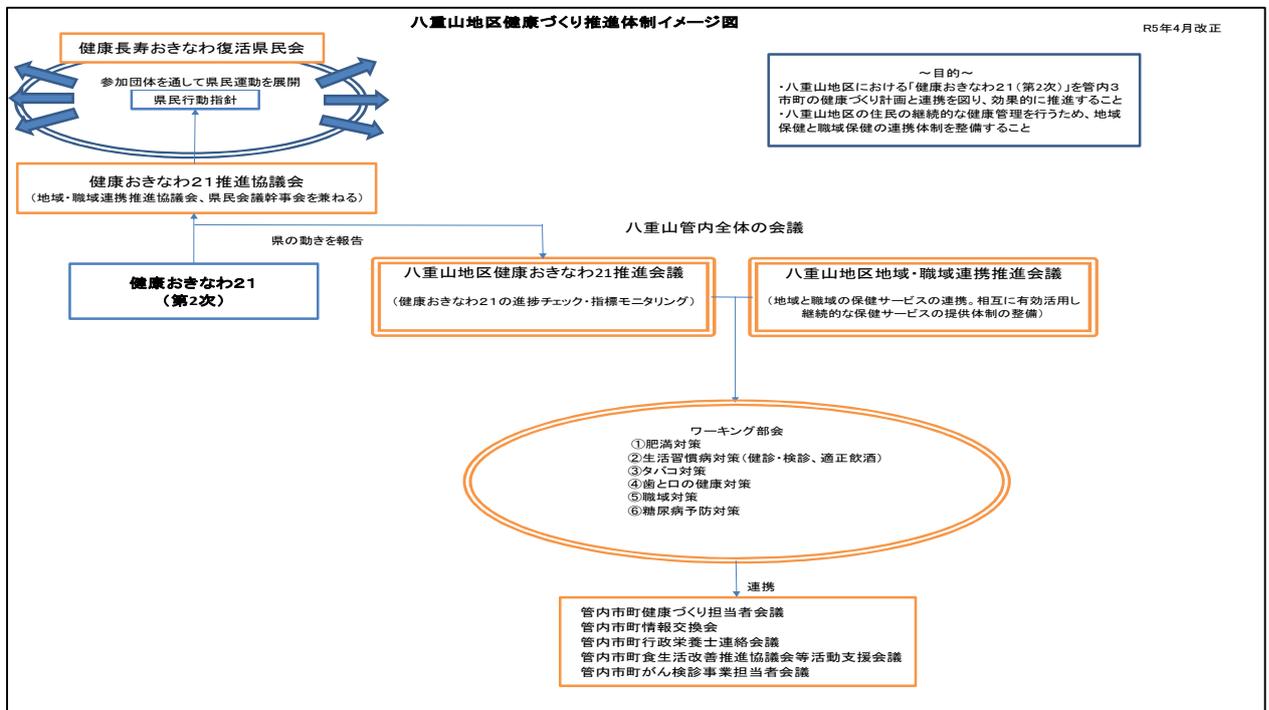
日時：第1回 令和5年8月24日（木）午後1時30分～3時30分

第2回 令和5年12月19日（火）午後3時～4時30分

内容：第1回

（報告）

- ・各関係機関の現状と取り組み状況について（糖尿病性腎症及びCKD重症化対策）  
（検討）
- ・糖尿病性腎症及びCKD重症化予防事業体制づくりについて  
第2回  
（報告）
- ・第1回部会後の各関係機関の取り組み状況について  
（提案）
- ・管内における糖尿病性腎症及びCKD重症化予防に向けた取り組みについて  
（情報共有）
- ・沖縄本島自治体のCKD・糖尿病性腎症 病診連携事業について



ウ チャーガンジューおきなわ応援団

- (ア) 応援団加入の案内
  - (イ) 活動報告及び次年度計画のとりまとめ
- 令和5年度実施なし。

エ 「八重山地区健康おきなわ21推進会議」構成機関・団体による「Let's 健康おきなわ21」(リレーエッセイ)

目的：沖縄県の長寿復活のため、八重山地区健康おきなわ21推進会議構成機関・団体の立場から県及び八重山地区の健康課題、健康づくり関連の取り組みについて周知や思いなど地域から健康長寿の知恵や経験の発信をしていただくことで、住民の健康づくり機運を高める。

掲載：隔月1回 地元新聞社2社に掲載。

令和5年度実施なし。

オ 「八重山地区健康おきなわ21推進会議」構成機関・団体との連携

(ア) 八重山の産業まつりにてパネル展示及び体験ブースの設置

主催：八重山地区商工会広域連携協議会（石垣市商工会、竹富町商工会、与那国町商工会）

目的：健康おきなわ21（第2次）の重点取り組みの一つである適正飲酒について普及啓発を行い、飲酒に関する知識を習得し、また日頃の生活習慣を振り返るきっかけとするため。

日時：令和5年10月8日（日）～9日（月・祝）午前10時～午後5時

場所：石垣市中央運動公園 屋内練習場

内容：a 適正飲酒に関するパネル展示、アルコールフードモデルの展示  
b 適正飲酒や健康づくりに関するパンフレット・ツールの配布  
c 「がんじゅうTSUTAETAI」の紹介  
d AUDIT（適正飲酒量チェック）の実施、実施後の確認  
e アルコールパッチの配布

(イ) 与那国町福祉と健康の集いにて歯科相談及びフッ化物洗口体験ブース設置

主催：与那国町

目的：歯科専門職が不在かつ無歯科医地区である与那国町の住民へ、歯科保健の維持・向上を目的に、町主催の本集いにおいて「歯科保健ブース」を設置し、歯科保健啓発の取組を実施する。

日時：令和5年11月23日（木・祝）午前9時～12時

場所：与那国町中学校体育館

内容：a 歯科相談（歯科相談記録票を使用して希望者に実施）  
b フッ化物洗口体験（概ね4歳以上の希望者に実施）  
c パネル展（歯科保健に関する媒体と与那国町成人歯科相談の結果に関する媒体を展示）

(ウ) 第31回石垣市健康福祉まつりにて健康講演会の開催、パネル展示及び体験ブースの設置

主催：石垣市

目的：（健康講演会）八重山の健康問題について広く周知し、生活習慣改善の知識普及のため。

（パネル展示及びブースの設置）健康おきなわ21（第2次）の重点取り組みの一つである適正飲酒について普及啓発を行い、飲酒に関する知識を習得し、また日頃の生活習慣を振り返るきっかけとするため。

日時：令和5年12月9日（土）午前9時～午後3時

場所：石垣市健康福祉センター

内容：（健康講演会）

テーマ「石垣市民が健康で長寿であるために」

講師 県立八重山病院 院長 和氣亨 医師

(パネル展示及びブースの設置)

- a 適正飲酒に関するパネル展示、アルコールフードモデルの展示
- b 適正飲酒や健康づくりに関するパンフレット・ツールの配布
- c 「がんじゅうTSUTAETAI」の紹介
- d AUDIT (適正飲酒量チェック)の実施、実施後の確認
- e アルコールパッチの配布



(第31回石垣市健康福祉まつりの様子)

(エ) 石垣市民憲章第8回健康づくりウォーキングにて普及啓発

主催：石垣市民憲章推進協議会 (健康づくりを推進する運動部会)

目的：運動、食事、休息のバランスがとれた健康的な生活習慣について普及啓発を行う

日時：令和6年3月2日(土) 午前9時～12時

場所：バンナ公園

内容：a 運動・食事・休息など生活習慣に関するパンフレット配布

b 保健所作成「島を歩こう！八重山ウォーキングマップ2023」配布

c 女性の参加者に、女性の健康づくりに関するパンフレット配布

## 2 タバコ対策促進事業

2018年7月に改正された健康増進法により受動喫煙対策が強化されたことに伴い、2019年には第1種施設（学校、医療機関、行政機関の庁舎等）が原則敷地内禁煙に、2020年には第2種施設（多数の者が利用する施設）が原則屋内禁煙となっている。

法改正の趣旨を関係機関及び一般住民に対し広く周知するための取り組みを実施している。

### (1) 改正健康増進法についての周知及び普及啓発活動

ア 「世界禁煙デー・禁煙週間」令和5年5月31日（水）～令和5年6月6日（火）

#### (ア) パネル展の開催



八重山合同庁舎石礁ホール（6月1日～6月7日）

#### (イ) 横断幕掲示



八重山合同庁舎駐車場フェンス  
（5月30日～6月30日）

### イ ラジオCMを活用した普及啓発

がん検診受診率向上に向けた集中キャンペーン月間

期間：令和5年10月25日～10月31日 12回

### (2) 受動喫煙に関する苦情及び立入検査

|       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 苦情件数  | 7     | 1     | 3     | 3     |
| 立入検査数 | 3     | 1     | 1     | 1     |

### (3) 既存特定飲食提供施設届出

|       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|
| 届出件数  | 20    | 1     | 1     | 0     |
| 変更・取消 | 3     | 1     | 0     | 0     |

※令和6年3月現在の届出件数 212件

※開設者変更：1件、喫煙可能店→禁煙に変更：3件

### 3 歯科保健

歯及び口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するだけではなく、食事や会話を楽しむなど豊かな人生を送るための基礎となる。「8020 運動」をスローガンとして、歯及び口腔の健康増進を目的に、各ライフステージに応じた歯科保健事業を推進している。

#### (1) 普及啓発

##### ア 歯と口の健康週間(6月4日～10日)

《令和5年度標語「手に入れよう 長生きチケット 歯みがきで」》

|                |  |
|----------------|--|
| <p>リレーエッセイ</p> | <p>6/4 八重山地区歯科医師会<br/>「歯周病～治らないキズ～」</p> <p>6/5 八重山地区養護教諭研究会<br/>「歯と口の健康週間に向けて」</p> <p>6/6 石垣市健康福祉センター<br/>「手に入れよう長生きチケット歯磨きで」</p> <p>6/7 石垣市地域包括支援センター<br/>「父と義父の歯の話」</p> <p>6/8 石垣市教育委員会教育部学校教育課<br/>「自律した学習者と自律的な健康づくり・・・」</p> <p>6/9 先島摂食嚥下研究会<br/>「食べ続けられるお口とは」</p> <p>6/10 沖縄県歯科衛生士会八重山支部<br/>「健口から笑顔へ」</p> <p>6/11 八重山保健所<br/>「歯っここ！健康は健康なお口から！」</p> |
| <p>パネル展示</p>   | <p>6/5～6/19 石垣市健康福祉センター<br/>6/2～6/30 保健所玄関ロビー</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div>  |
| <p>その他普及啓発</p> | <p>6/5～6/30 八重山合同庁舎駐車場フェンス 横断幕掲示</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>6/4～6/10 X (旧 Twitter) 投稿</p>  |

イ 歯がんじゅう月間（11月1日～30日）

|                |  |
|----------------|--|
| <p>パネル展</p>    | <p>11/1～30 八重山合同庁舎石礁ホール<br/>11/1～30 八重山保健所玄関ロビー</p>                |
| <p>その他普及啓発</p> | <p>11/1～30 八重山合同庁舎駐車場フェンス 横断幕掲示</p>  <p>11/1～30 X（旧 Twitter）投稿</p> |

ウ かかりつけ歯科医の普及

（ア） ラジオ CM 放送

- ・歯がんじゅう月間  
生告知（11/1～30）計30回
- ・女性の健康週間  
生告知（3/1～3/8）計14回

（イ） 管内市町の健康づくりイベントで歯科相談を実施

与那国町福祉と健康づくりの集い（歯科保健ブース）令和5年11月23日

（ウ） ポスター・チラシの配布

保健所で作成していた「かかりつけ歯科医」普及啓発ポスターを各種週間・月間のパネル展で掲示及びチラシを配布した。

エ 第一大臼歯保護事業

（ア） 管内市町の健康づくりイベントでフッ化物洗口体験を実施

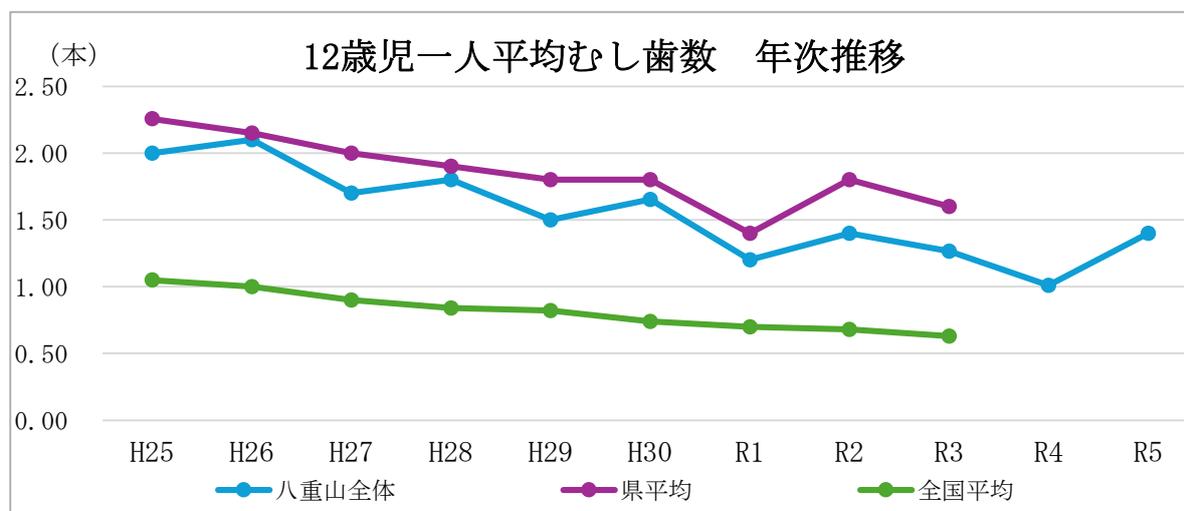
与那国町福祉と健康づくりの集い（歯科保健ブース）令和5年11月23日

（イ） 12歳児一人平均むし歯数（DMFT）調査

実施期間：令和5年9月～12月

依頼先：管内3市町教育委員会（石垣市に関しては9中学校から直接報告）

【12歳児一人平均むし歯数 年次推移】



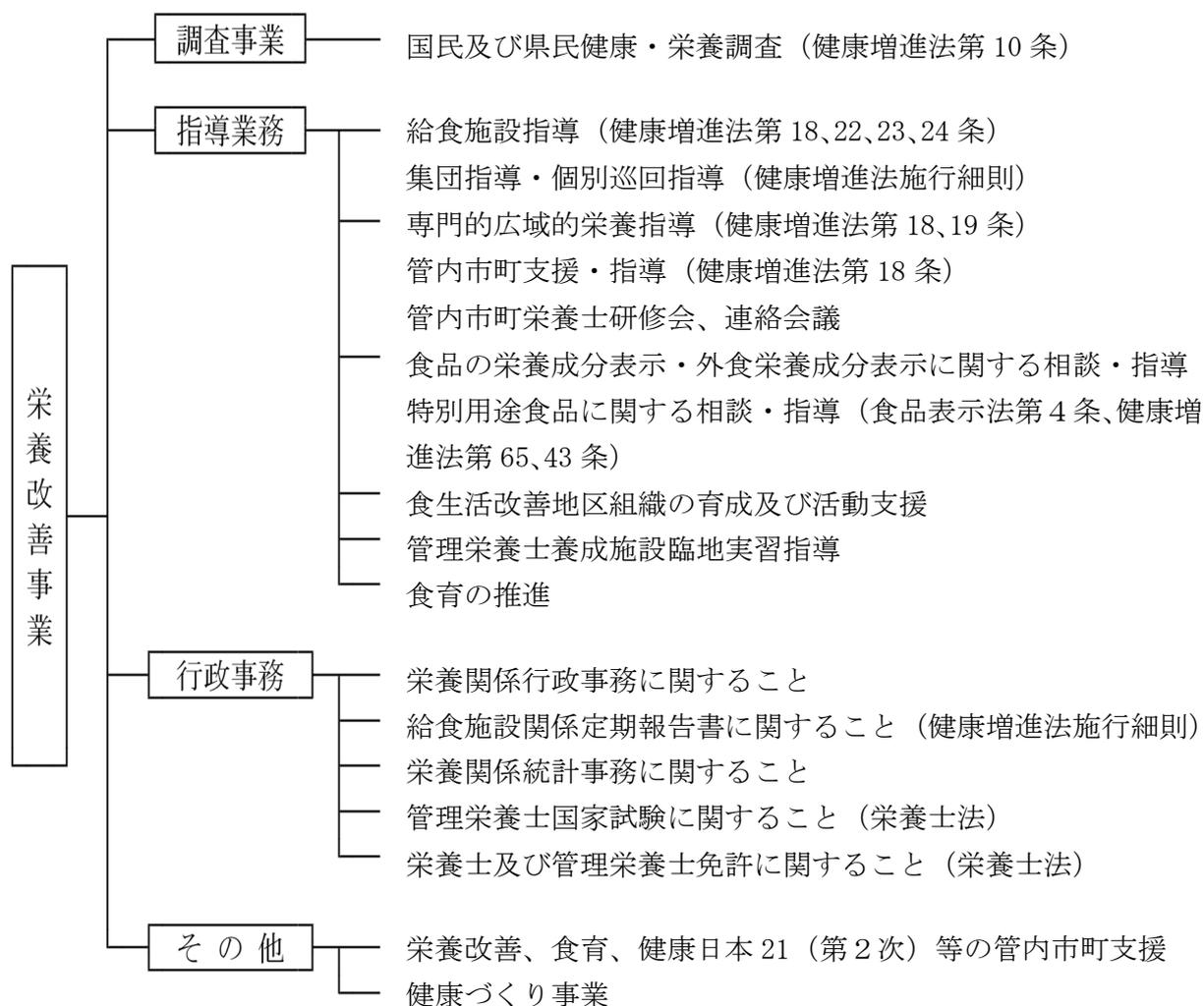
(H20～H29) 沖縄県教育長総務課提供資料より作成

(H30～R5) 管内教育委員会提供資料より作成

※例年開催している「家族でよい歯コンクール」(デンタルフェア会場で表彰)、「フッ化物洗口体験コーナー」(デンタルフェア、市町主催イベント会場にて実施)等については新型コロナウイルス感染症の影響により令和4年度と同様に中止となった。

#### 4 栄養改善事業

地域住民の安全で健康の保持増進を図ることを目的として、住民の健康・栄養の現状に関する調査研究事業、専門的・広域的栄養指導、市町村への技術的指導・支援、特定給食施設への栄養管理指導、栄養関連企業等への栄養成分表示指導、さらに食生活改善地区組織への活動支援、行政事務等の栄養改善事業を実施している。



##### (1) 国民健康・栄養調査、県民健康・栄養調査

国民健康・栄養調査は、健康増進法に基づき、国民の身体の状態、栄養摂取量及び生活習慣の状態を明らかにし、国民の健康増進の総合的な推進を図るため、健康増進施策に必要な基礎資料を得ることを目的に実施されている。

また、県民健康・栄養調査は、県民の健康づくりの推進を図るための基礎資料として活用することを目的に沖縄県が実施し、県健康増進計画「健康おきなわ21（第2次）」の基礎データとなっている。

表1 管内における調査実施概要

| 年度         | 区分     | 調査地区  | 対象世帯数                      | 実施世帯数 | 実施人数 | 調査内容                         |
|------------|--------|-------|----------------------------|-------|------|------------------------------|
| 平成29年～令和2年 | 該当地区なし |       |                            |       |      |                              |
| 令和3年       | 国民     | 石垣市石垣 | 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い中止     |       |      |                              |
|            | 県民     |       | 食習慣調査、身体状況・生活習慣調査を郵送調査にて実施 |       |      |                              |
| 令和4年       | 国民     | 石垣市   | 21                         | 9     | 12   | 栄養摂取状況調査<br>生活習慣調査<br>身体状況調査 |
| 令和5年度      | 該当地区なし |       |                            |       |      |                              |

(2) 特定給食施設指導

健康増進法に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設の設置者に対し、栄養管理等についての指導助言を実施している。

特定給食施設とは、1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。その他の給食施設とは、特定給食施設に該当しない施設をいう。

表2 給食施設届け出状況と栄養士充足率（令和6年3月末現在）

|          | 令和5年度    | 管理栄養士のみの施設 |        | 管理栄養士・栄養士どちらもいる施設 |        |      | 栄養士のみの施設 |      | 管理栄養士・栄養士どちらもいない施設数 | 調理師のいる施設 |      | 調理師のいない施設数 | 施設数合計 | 管理栄養士・栄養士充足率(%) |
|----------|----------|------------|--------|-------------------|--------|------|----------|------|---------------------|----------|------|------------|-------|-----------------|
|          |          | 施設数        | 管理栄養士数 | 施設数               | 管理栄養士数 | 栄養士数 | 施設数      | 栄養士数 |                     | 施設数      | 調理師数 |            |       |                 |
| 特定給食施設   | 学校       | 2          | 2      | -                 | -      | -    | 3        | 3    | -                   | 5        | 20   | -          | 5     | 100             |
|          | 病院       | 1          | 3      | 1                 | 8      | 2    | -        | -    | -                   | 2        | 11   | -          | 2     | 100             |
|          | 介護老人保健施設 | 1          | 1      | -                 | -      | -    | -        | -    | -                   | 1        | 3    | -          | 1     | 100             |
|          | 老人福祉施設   | 1          | 2      | -                 | -      | -    | -        | -    | -                   | 1        | 4    | -          | 1     | 100             |
|          | 児童福祉施設   | 1          | 1      | -                 | -      | -    | -        | -    | 3                   | 2        | 4    | 2          | 4     | 25              |
|          | 自衛隊      | 2          | 2      | -                 | -      | -    | -        | -    | -                   | 2        | 8    | -          | 2     | 100             |
|          | 計        | 8          | 11     | 1                 | 8      | 2    | 3        | 3    | 3                   | 13       | 50   | 2          | 15    | 80              |
| その他の給食施設 | 学校       | 1          | 1      | -                 | -      | -    | 4        | 4    | 10                  | 1        | 2    | 14         | 15    | 33              |
|          | 病院       | -          | -      | 1                 | 1      | 1    | 1        | 1    | -                   | 1        | 2    | 1          | 2     | 100             |
|          | 老人福祉施設   | 1          | 1      | -                 | -      | -    | 2        | 2    | 1                   | 3        | 8    | 1          | 4     | 75              |
|          | 児童福祉施設   | -          | -      | -                 | -      | -    | 5        | 7    | 29                  | 10       | 14   | 24         | 34    | 14              |
|          | 社会福祉施設   | -          | -      | 1                 | 1      | 1    | 1        | 1    | -                   | 2        | 8    | -          | 2     | 100             |
|          | 寄宿舎      | -          | -      | -                 | -      | -    | -        | -    | 3                   | -        | -    | 3          | 3     | 0               |
|          | 計        | 2          | 2      | 2                 | 2      | 2    | 13       | 15   | 43                  | 17       | 34   | 43         | 60    | 28              |

表3 給食施設指導状況

| 令和5年度    | 指導延施設数             |                    |             | 合計 |
|----------|--------------------|--------------------|-------------|----|
|          | 1回100食<br>1日250食以上 | 1回300食<br>1日750食以上 | その他<br>給食施設 |    |
| 個別指導延施設数 | 14                 | 7                  | 41          | 62 |
| 集団指導延施設数 | 4                  | 0                  | 32          | 36 |

表4 研修会開催状況

|   | 研修会の名称   | 内容  |
|---|--|---|
| 1 | 保育所(園)給食担当者等研修会<br>日時:令和5年9月14日(木)<br>14時～16時<br>対象:公立保育所、認可保育園、<br>認可外保育施設等<br>参加施設数:36施設<br>参加者数:71人 | ・講話①「給食施設における衛生管理」について<br>講師:生活環境班 食品衛生監視員<br>・講話②「食育と医療」について<br>講師:八重山病院 腎臓内科部長 宮里 均<br>・報告「管内保育所(園)における栄養管理及び身体状況について<br>報告:健康推進班 管理栄養士<br>・情報提供①「給食施設等が行う届出・報告書作成の手引き」について<br>②「保育所(園)における感染症対策」について |

(3) 栄養指導

健康増進法に基づき、住民の健康の増進を図るために必要な栄養指導その他の保健指導のうち、特に専門的な知識及び技術を必要とする指導を実施している。

表4 栄養指導状況

|       | 個別指導 |     |    |     | 集団指導 |     |    |     |
|-------|------|-----|----|-----|------|-----|----|-----|
|       | 母子   |     | 成人 |     | 母子   |     | 成人 |     |
|       | 回数   | 延人数 | 回数 | 延人数 | 回数   | 延人数 | 回数 | 延人数 |
| 令和4年度 | 1    | 1   | 1  | 1   | 0    | 0   | 0  | 0   |
| 令和5年度 | 0    | 0   | 0  | 0   | 0    | 0   | 0  | 0   |

(4) 栄養士免許・管理栄養士免許の申請

栄養士法施行令第1条に基づく申請事務を行っている。

表5 栄養士免許等申請状況

|       | 管理栄養士 |    |     |       | 栄養士 |    |     | 合計 |
|-------|-------|----|-----|-------|-----|----|-----|----|
|       | 申請    | 訂正 | 再交付 | 証明書発行 | 申請  | 訂正 | 再交付 |    |
| 令和4年度 | 3     | 2  | 0   | 0     | 2   | 2  | 0   | 9  |
| 令和5年度 | 1     | 2  | 0   | 0     | 1   | 0  | 0   | 4  |

(5) 食品の栄養成分表示指導

食品表示法及び健康増進法に基づき、食品関連企業に対し、栄養成分表示、特別用途食品、健康保持増進効果等の相談及び指導を実施している。

表6 栄養成分表示等指導状況

|       | 個別相談・指導 |       | 研修会  |     |
|-------|---------|-------|------|-----|
|       | 指導件数    | 指導延回数 | 回数   | 延人数 |
| 令和4年度 | 32      | 44    | 0    | 0   |
| 令和5年度 | 10      | 16    | 1(※) | —   |

(※)食品表示講習会八重山開催(11月16日)

(6) 糖尿病予防戦略事業

糖尿病予防のために必要な知識の普及啓発及び管内飲食店における外食栄養成分表示の推進を図る目的で研修会の開催及び栄養情報提供店登録事業を実施している。

ア 研修会の開催

地域の健康づくりのリーダーである食生活改善推進員、市町の健康づくり担当者等を対象に研修会を開催している。

表7 研修会開催状況

|   | 研修会の名称   | 内 容  |
|---|--|--|
| 1 | 健康づくりリーダー等研修会<br>日時:令和5年11月29日(水)<br>10時~14時<br>対象:食生活改善推進員、市町健康づくり担当者、その他関係者等<br>参加者数:21人 | ・第1部 調理実習<br>テーマ:糖尿病予防レシピ<br>～島食材を使った減塩&食物繊維たっぷりお弁当～<br>講師:竹富町健康づくり課 管理栄養士<br>・第2部 ①取組紹介<br>石垣市食生活改善推進協議会<br>竹富町食生活改善推進協議会<br>与那国町食育ボランティア<br>南の島々から八重山の味つたえ隊<br>②情報提供<br>令和3年度沖縄県県民健康・栄養調査の結果について<br>第4次沖縄県食育推進計画について<br>栄養ワンダー2023について |

- イ 八重山地区栄養情報提供店登録事業（平成 24 年 9 月開始）  
 対象施設：八重山保健所管内の飲食店、弁当屋  
 登録店数：6 店舗（令和 6 年 3 月末）  
 事業内容：a 八重山地区栄養情報提供店の登録、台帳管理  
 b 八重山地区栄養情報提供店登録店舗への現況調査  
 c 八重山地区栄養情報提供店登録事業の広報  
 食品衛生講習会を活用した広報（14 回 延 524 人）  
 d 事業の評価  
 5/10 管内市町行政栄養士連絡会議  
 10/4 八重山地区健康おきなわ 21 推進会議ワーキング部会  
 （肥満対策）

(7) 食育の推進

「食育基本法」（平成 17 年 6 月）に基づく『第 4 次食育推進基本計画（令和 3 年～）』及び『第 4 次沖縄県食育推進計画（令和 5 年～）』に掲げられた目標を達成するために、国民ひとりひとりが食について意識を高め、自発的な食育の実践活動が出来るよう、当保健所においても食育の推進に向けた取組みを実施している。

ア 市町村食育推進計画の策定及び推進に係る支援

令和 5 年度、管内では石垣市においては「第 3 次石垣市食育推進計画（令和 5 年度～令和 9 年度）」の推進、与那国町においては「第 2 次与那国町食育推進計画（令和 6 年度～令和 11 年度）」の策定、竹富町においては「第 1 次竹富町食育推進計画」の策定に向け「食育に関する意識調査」を実施している。

当保健所では、計画策定及び評価、食育推進に係る支援及び食育推進会議への参加等を行っている。

表 8 市町村支援の状況

|      |   |
|------|---|
| 石垣市  | ・食育推進に係る食育パネル展の開催支援(食育月間)<br>展示場所:石垣市健康福祉センター、石垣市役所       |
| 竹富町  | ・「食育に関する意識調査」実施に係る支援<br>・「竹富町健康増進・食育推進計画策定に係る会議」参加(12月1日) |
| 与那国町 | ・「与那国町食育推進会議」参加(7月3日、11月15日)                              |

(8) 食生活改善地区組織の活動支援

食生活改善推進員は「ヘルスマイト」の愛称で呼ばれ、管内市町【石垣市（平成 4 年～）：47 名、竹富町（平成 2 年～）：57 名、与那国町（平成 8 年～令和 2 年）】において協議会が結成され、食を中心とした健康づくり活動が行われている。

当保健所では、健康づくりリーダー等研修会の開催（11 月 29 日）及び管内市町食生活改善推進協議会活動支援会議（5 月 10 日）の開催、さらに市町と連携し作成したレシピ集の普及等、食生活改善推進員のスキルアップ及び各協議会の組織強化、活動の充実を図るための支援を行っている。

## 5 結核・感染症対策事業

### (1) 結核対策

結核対策は、平成19年4月より「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)に基づき実施され、その概要は以下に示すとおりである。

|          |                                    |   |
|----------|------------------------------------|---|
| 健康診断     | 定期<br>(第53条の2)                     | 事業者の業務に従事する者についてはその事業者が実施<br>学生・生徒又は児童については学校長が実施<br>矯正施設、その他の施設の収容されている者に対し施設長が実施<br>それ以外のいわゆる一般住民については市町村がそれぞれ実施      |
|          | 接触者健診<br>(第17条)                    | 結核予防上特に必要があると認められるとき、結核にかかっていると疑うに足りる正当な理由がある者に対し、県が実施  |
| 調査       | 積極的疫学調査<br>(第15条)                  | 感染症の発生の状況及び動向、その原因を明らかにするため、患者本人、家族、医療関係者等から必要な情報を入手する  |
| 患者管理     | 届出<br>(第12条、53条の11)                | 届け出基準に基づいた結核患者の届け出、入院時の届け出  |
|          | 登録<br>(第53条の12)                    | 保健所における結核患者の登録、状況把握及び結核登録票への記録  |
|          | 精密検査<br>(管理検診)<br>(第53条の13)        | 結核登録者のうち結核の予防又は医療上必要があると認められるときに精密検査を行う   |
|          | 保健指導<br>(第53条の14)                  | 結核の予防又は医療上特に必要と認められる者に対し、保健師やその他職員が家庭を訪問し、処方された薬剤を確実に服用すること、その他必要な指導を行う   |
| 感染防止     | 就業制限<br>(第18条)                     | 結核のまん延を防止するため必要があると認める時は、下記の業務及び期間について就業制限を通知することができる<br>業務＝接客業その他の多数の者に接触する業務<br>期間＝その病原体を保有しなくなるまでの期間又はその症状が消失するまでの期間 |
|          | 入院勧告<br>(第19条、20条)<br>(第26条、26条の2) | 結核のまん延を防止するため必要があると認める時は、感染症指定医療機関への入院勧告又は措置を行う   |
| 諮問<br>答申 | 感染症診査協議会<br>(第24条)                 | 感染性結核患者に対する感染防止の措置、(就業制限、入院勧告、入院期間の延長)、及び結核患者の適正医療の公費負担などについて診査し、意見を述べる   |
| 医療       | 入院患者の医療<br>(第37条)                  | 第19条・20条に基づき行われた入院に関する医療費の公費負担  |
|          | 結核患者の医療<br>(第37条の2)                | 結核の適正な医療を普及するため、結核医療に要した費用の公費負担   |
| 予防       | BCG予防接種<br>(予防接種法第2条、3条)           | 結核の発生及びまん延を予防するため市町村が実施   |



ア 新登録結核患者及び罹患率<sup>※1</sup>の年次推移（潜在性結核感染症<sup>※2</sup>は除く）

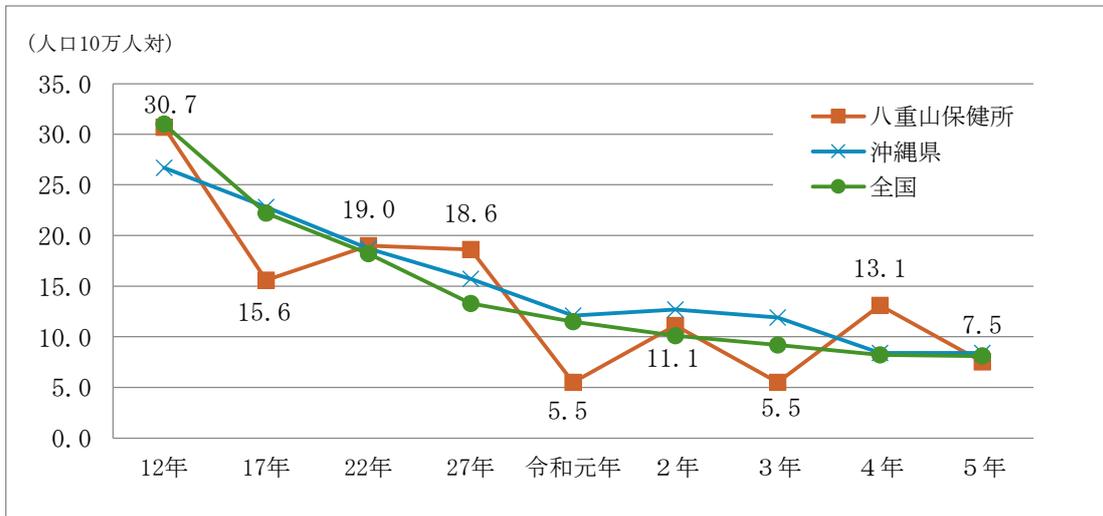
八重山保健所管内における新登録結核患者数は、近年10人未満で推移している（表1）。しかし、罹患率を見ると沖縄県や全国の罹患率と比較してばらつきが大きい。（図2）これは八重山管内の人口が少ないことから、患者1人増加で罹患率が大幅に上昇する特徴があるためである。市町村別内訳を表2に示す。

（表1）新登録結核患者及び罹患率の年次推移

|       | 八重山保健所   |      | 沖縄県      |      | 全国       |      |
|-------|----------|------|----------|------|----------|------|
|       | 新登録結核患者数 | 罹患率  | 新登録結核患者数 | 罹患率  | 新登録結核患者数 | 罹患率  |
| 平成12年 | 15       | 30.7 | 352      | 26.7 | 39,384   | 31.0 |
| 17年   | 8        | 15.6 | 310      | 22.8 | 28,319   | 22.2 |
| 22年   | 10       | 19.0 | 260      | 18.7 | 23,261   | 18.2 |
| 27年   | 10       | 18.6 | 226      | 15.7 | 16,789   | 13.3 |
| 令和元年  | 3        | 5.5  | 176      | 12.1 | 14,460   | 11.5 |
| 2年    | 6        | 11.1 | 186      | 12.7 | 12,739   | 10.1 |
| 3年    | 3        | 5.5  | 175      | 11.9 | 11,519   | 9.2  |
| 4年    | 7        | 13.1 | 124      | 8.4  | 10,235   | 8.2  |
| 5年    | 4        | 7.5  | 128      | 8.4  | 10,096   | 8.1  |

※1 罹患率とは、1年間に新規登録された結核発症患者数を人口10万対比でみたものである。

※2 潜在性結核感染症とは、結核菌に感染していて発病に至っていないものの発病可能性が高い状態のもの。



（図2）結核罹患率の推移

（表2）管内市町別新登録患者数（人）

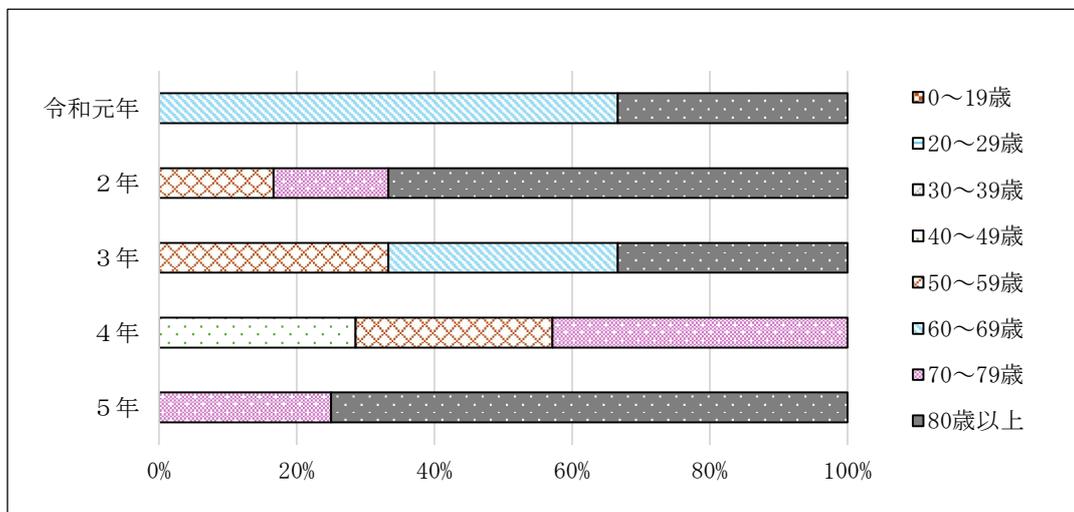
|      | 石垣市 | 竹富町 | 与那国町 |
|------|-----|-----|------|
| 令和元年 | 3   | 0   | 0    |
| 2年   | 6   | 0   | 0    |
| 3年   | 2   | 1   | 0    |
| 4年   | 7   | 0   | 0    |
| 5年   | 3   | 0   | 1    |

イ 年齢階級別新登録状況

近年の新登録者を年齢階級別にみると、令和4年を除き、60歳以上の高齢結核患者が半数以上を占めている。

(表3) 年齢階級別新登録者数(人)

|      | 0～<br>19歳 | 20～<br>29歳 | 30～<br>39歳 | 40～<br>49歳 | 50～<br>59歳 | 60～<br>69歳 | 70～<br>79歳 | 80歳<br>以上 | 計 |
|------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|---|
| 令和元年 | 0         | 0          | 0          | 0          | 0          | 2          | 0          | 1         | 3 |
| 2年   | 0         | 0          | 0          | 0          | 1          | 0          | 1          | 4         | 6 |
| 3年   | 0         | 0          | 0          | 0          | 1          | 1          | 0          | 1         | 3 |
| 4年   | 0         | 0          | 0          | 2          | 2          | 0          | 3          | 0         | 7 |
| 5年   | 0         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 1          | 3         | 4 |



(図3) 年齢階級別新登録者の割合

ウ 活動性分類別新登録患者数

令和5年度新登録患者の4名のうち2名が肺結核患者であった。

(表4) 活動性分類別新登録患者数(人)

|      | 新登録<br>患者数 | 肺結核 |                |                   |                 | 肺外<br>結核 | 別掲               |
|------|------------|-----|----------------|-------------------|-----------------|----------|------------------|
|      |            | 肺結核 | 喀痰<br>塗抹<br>陽性 | その他<br>の結核<br>菌陽性 | 菌陰性<br>・<br>その他 |          | 潜在性<br>結核<br>感染症 |
| 令和元年 | 3          | 2   | 1              | 1                 | 0               | 1        | 4                |
| 2年   | 6          | 2   | 0              | 2                 | 0               | 4        | 6                |
| 3年   | 3          | 3   | 0              | 2                 | 1               | 0        | 1                |
| 4年   | 7          | 5   | 4              | 1                 | 0               | 2        | 1                |
| 5年   | 4          | 2   | 1              | 1                 | 1               | 2        | 6                |

エ 令和5年新登録者状況

令和5年の新登録患者4名全員が70歳以上の高齢者となっている。  
結核の早期発見・早期治療は、患者の予後、感染拡大防止の側面からも非常に重要となる。有症状者については、早期受診がなされるよう引き続き結核について住民への啓発活動が必要となっている。

(表5) 性別及び年齢階級別 (人)

|   | 0～<br>19歳 | 20～<br>29歳 | 30～<br>39歳 | 40～<br>49歳 | 50～<br>59歳 | 60～<br>69歳 | 70～<br>79歳 | 80歳<br>以上 | 計 |
|---|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|---|
| 男 | 0         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 1          | 2         | 3 |
| 女 | 0         | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 1         | 1 |

(表6) 患者発見動機 (人)

| 医療機関<br>受診 | 他疾患入院<br>/通院中 | 定期<br>健康診断 | 接触者<br>健康診断 | その他 | 計 |
|------------|---------------|------------|-------------|-----|---|
| 2          | 2             | 0          | 0           | 0   | 4 |

(表7) 新登録有症状肺結核患者 (2名) の発病から診断までの期間

|          | 発病～初診 | 初診～診断 | 発病～診断 |
|----------|-------|-------|-------|
| 2週未満     | 0     | 2     | 0     |
| 2週以上1月未満 | 0     | 0     | 0     |
| 1月以上2月未満 | 0     | 0     | 0     |
| 2月以上3月未満 | 0     | 0     | 0     |
| 3月以上6月未満 | 0     | 0     | 0     |
| 6月以上     | 1     | 0     | 1     |
| 不明・該当せず  | 1     | 0     | 1     |

オ 接触者健康診断実施状況

接触者健康診断とは、結核患者の周囲の感染者や発病者の早期発見と感染源の探索を目的に、患者家族などの接触者に対して行われる健康診断である。

令和5年度は、接触者健康診断対象者36人のうち、受診者35人(受診率97.2%)であった。

(表8) 接触者健康診断の実施状況 (人)

|       | 対象者数 | 受診者数 | 受診率<br>(%) | 患者発見数<br>( )内は別掲、<br>潜在性結核感染症 | 患者発見率<br>(%) |
|-------|------|------|------------|-------------------------------|--------------|
| 令和元年度 | 37   | 35   | 94.6       | 0(0)                          | 0            |
| 2年度   | 26   | 25   | 96.2       | 0(1)                          | 0            |
| 3年度   | 49   | 48   | 98.0       | 0(0)                          | 0            |
| 4年度   | 43   | 43   | 100.0      | 0(1)                          | 0            |
| 5年度   | 36   | 35   | 97.2       | 0(5)                          | 0            |

カ 結核患者服薬支援地域連携事業について

DOTS(Directly Observed Therapy, Short-course)は「直接服薬確認療法」と訳され、日本版DOTSは服薬支援者が目前で患者の服薬を確認するだけでなく、保健所と結核専門医療機関及び一般医療機関との連携のもと、患者中心の服薬支援とされている。

(ア) 目的

結核患者の治療中断や脱落を防止し、結核の治療成功率を高めることによって結核のまん延を予防し、かつ、多剤耐性菌の出現を防ぐことを目的とする。

(イ) 対象

抗結核薬内服治療中の全患者を対象とする（潜在性結核感染症を含む）。

(ウ) 事業内容

医療機関等と連携し抗結核薬内服中の全患者へ、家庭訪問等により内服状況の確認や療養支援を行う。

a DOTS 支援状況（令和5年度）

（表9）DOTS 支援内容（件）

| 対象者 | 支援内容（延） |    |    |
|-----|---------|----|----|
|     | 訪問      | 来所 | 電話 |
| 15  | 51      | 19 | 32 |

b 退院時におけるDOTS連絡会議の開催（対象：入院患者4名） 5回

内 容：治療内容、退院後の服薬支援方法、生活状況確認等

参加者：主治医、病棟師長、病棟薬剤師、担当看護師、院内社会福祉士、ケアマネージャー、市町村介護保険担当者、家族、保健所保健師

c 医療機関との地域DOTS連絡会議の開催 2回

開催日時：令和5年4月25日/令和6年2月1日

場 所：八重山病院 2階講堂

参 加 者：呼吸器内科医師、結核病棟看護師長及び看護師、地域連携室師長、感染症管理認定看護師、薬剤師、医事課担当者、八重山保健所健康推進班長、結核担当保健師、結核事務

キ 結核指定医療機関

結核指定医療機関とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第38条第2項に規定された結核患者の公費負担医療を担当する機関。結核指定医療機関には、病院、診療所、薬局があり、結核公費負担医療はここで行なわれる。管内の結核指定医療機関は、表10のとおりである（令和6年3月末時点）。

（表10）結核指定医療機関

|     | 病院 | 診療所 | 保健所 | 薬局 | 計  |
|-----|----|-----|-----|----|----|
| 公立  | 1  | 6   | 1   | 0  | 8  |
| その他 | 2  | 11  | 0   | 22 | 35 |
| 計   | 3  | 17  | 1   | 22 | 43 |

ク 感染症診査協議会(令和5年度)

感染性結核患者に対する感染防止の措置(就業制限、入院勧告、入院期間の延長)及び結核患者の適正医療の公費負担などについて診査し、意見を述べる。

(ア) 感染症診査協議会診査の結果

(表11) 公費負担申請結果

| 開催回数 | 該当法令  | 諮問 | 承認 | 保留 | 却下 |
|------|-------|----|----|----|----|
| 18回  | 37条   | 5  | 5  | 0  | 0  |
|      | 37条の2 | 17 | 16 | 0  | 1  |
|      | 計     | 22 | 21 | 0  | 1  |

(イ) 感染症診査協議会の答申に基づき実施した行政措置

(表12) 行政措置内容

| 該当法令            | 対象者実件数 | 診査会諮問内容 |
|-----------------|--------|---------|
| 第18条(就業制限)      | 3件     | 報告      |
| 第19条第1項(応急入院勧告) | 3件     | 報告      |
| 第20条第1項(入院勧告)   | 2件     | 審議      |
| 第20条第2項(措置入院)   | 0件     | 審議      |
| 第20条第4項(入院延長勧告) | 2件     | 審議      |

ケ 結核健診業務

管理検診：結核治療終了後、その経過をみている者

定期健診：学校における児童・生徒の結核健診より要精査で受ける者

接触者健診：喀痰塗抹陽性肺結核患者と接触があり、感染の可能性がある者

(表13) 胸部X線撮影内容別推移

|       | 結核   |      |       | 計  |
|-------|------|------|-------|----|
|       | 管理検診 | 定期健診 | 接触者健診 |    |
| 令和元年度 | 13   | 0    | 17    | 30 |
| 2年度   | 8    | 0    | 32    | 40 |
| 3年度   | 4    | 0    | 19    | 23 |
| 4年度   | 0    | 0    | 8     | 8  |
| 5年度   | 3    | 0    | 11    | 14 |

コ 結核予防に関する知識の普及啓発活動

結核予防週間(9月24日～9月30日)結核予防週間を契機として、結核に関わる正しい知識を県民に深めていただくとともに、官民一体となった結核対策への取り組みの意識を高めることを目的とする。

(ア) 広報資料等の配布

結核予防週間の周知、取り組みのため管内医療機関等関係機関へポスター、リーフレット等を配布した。

(イ) パネル展示

八重山合同庁舎のホールにて、9月24日～9月30日の期間中に結核に関する基礎知識等のパネル展示を実施した。

(ウ) 新聞への記事掲載

管内新聞社に結核予防週間に関する記事掲載を行った。

(エ) 街頭キャンペーン

スーパーの店頭で啓発チラシ入りマスクの配布を行った。

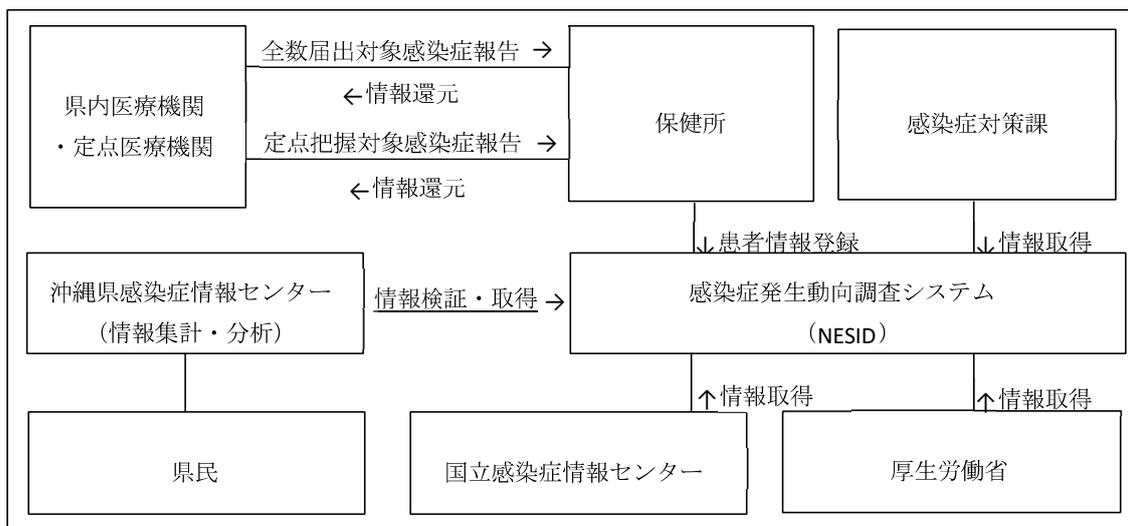
(2) 感染症対策

ア 感染症発生動向調査

感染症発生動向調査は昭和 56 年から開始され、平成 11 年 4 月に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）が施行されたことに伴い、感染症法に基づく施策として位置づけられた調査である。

感染症の発生情報の正確な把握と分析、その結果の国民や医療機関への迅速な提供・公開により、感染症に対する有効かつ的確な予防・診断・治療に係る対策を図り、多様な感染症の発生及びまん延を防止することを目的としている。

(図 1) 感染症発生動向調査の概要



(ア) 全数把握（一～四類及び五類感染症の一部）

令和 5 年度は、一類、二類（結核を除く）の発生報告なし。三類感染症は腸管出血性大腸菌感染症 5 件の報告があった。四類感染症はデング熱 1 件、レジオネラ症 1 件、レプトスピラ症 14 件の発生があった。

令和元年 2 月に指定感染症、令和 3 年 2 月に新型インフルエンザ等感染症となった新型コロナウイルス感染症は、令和 5 年 5 月 7 日に法的位置づけが五類感染症へ変更となり、全数報告から定点報告へ変更となった。そのため全数報告については、令和 5 年 5 月 7 日報告分までとなっている。令和 5 年 5 月 7 日時点で 89 件発生した。

(表 1) 八重山管内における感染症（全数把握）の届出状況

| 分類 | 疾患名         | 発生日（発生日数）                                      | 計    |
|----|-------------|--|------|
| 三類 | 腸管出血性大腸菌感染症 | 4 月(1 件)、5 月(1 件)、9 月(3 件)                     | 5 件  |
| 四類 | デング熱        | 9 月(1 件)                                       | 1 件  |
|    | レジオネラ症      | 3 月(1 件)                                       | 1 件  |
|    | レプトスピラ症     | 7 月(1 件)、8 月(5 件)、9 月(5 件)、10 月(2 件)、11 月(1 件) | 14 件 |

|               |                    |                       |     |
|---------------|--------------------|-----------------------|-----|
| 五類            | カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症 | 6月(1件)                | 1件  |
|               | 侵襲性インフルエンザ菌感染症     | 10月(1件)               | 1件  |
|               | 侵襲性肺炎球菌感染症         | 5月(3件)                | 3件  |
|               | 梅毒                 | 8月(1件)、12月(1件)、1月(1件) | 3件  |
| 新型インフルエンザ等感染症 | 新型コロナウイルス感染症       | 4月(74件)、5月(15件)       | 89件 |

※結核（二類感染症）の発生状況は（1）結核対策を参照

（イ） 定点把握（全数把握が必要な五類感染症を除く）

「インフルエンザ」については、前年度に続き警報レベルで流行した。「咽頭結膜熱」「A群溶血性レンサ球菌咽頭炎」「手足口病」については、長期間にわたって警報レベルを超える値で流行した。

（表2）八重山管内における五類感染症（定点報告）の発生状況

| 疾病名           | 4月 | 5月 | 6月  | 7月  | 8月  | 9月  | 10月 | 11月 | 12月 | 1月  | 2月  | 3月  | 計     |
|---------------|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| インフルエンザ       | 62 | 71 | 4   | 7   | 55  | 530 | 612 | 274 | 284 | 621 | 629 | 444 | 3,593 |
| RSウイルス感染症     | 8  | 25 | 46  | 50  | 11  | 1   | 1   | 0   | 0   | 10  | 8   | 8   | 168   |
| 咽頭結膜熱         | 0  | 5  | 2   | 1   | 2   | 3   | 22  | 14  | 9   | 2   | 32  | 74  | 166   |
| A群溶血性レンサ球菌咽頭炎 | 20 | 36 | 30  | 17  | 36  | 5   | 28  | 21  | 30  | 57  | 66  | 59  | 405   |
| 感染性胃腸炎        | 55 | 80 | 65  | 87  | 30  | 38  | 68  | 28  | 32  | 83  | 67  | 67  | 700   |
| 水痘            | 1  | 0  | 0   | 1   | 1   | 2   | 1   | 0   | 0   | 6   | 2   | 0   | 14    |
| 手足口病          | 80 | 16 | 9   | 1   | 1   | 19  | 15  | 2   | 1   | 0   | 1   | 1   | 146   |
| 伝染性紅斑         | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     |
| 突発性発疹         | 4  | 5  | 1   | 0   | 0   | 3   | 2   | 1   | 2   | 0   | 0   | 1   | 19    |
| ヘルパンギーナ       | 0  | 2  | 17  | 13  | 5   | 5   | 3   | 2   | 0   | 0   | 0   | 0   | 47    |
| 流行性耳下腺炎       | 0  | 2  | 1   | 2   | 2   | 1   | 1   | 0   | 2   | 1   | 1   | 1   | 14    |
| 急性出血性結膜炎      | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0     |
| 流行性角結膜炎       | 4  | 6  | 5   | 4   | 5   | 8   | 13  | 6   | 5   | 6   | 13  | 16  | 91    |
| 新型コロナウイルス感染症  | —  | 93 | 414 | 461 | 127 | 127 | 43  | 9   | 28  | 65  | 52  | 56  | 1,475 |

（令和5年度感染症発生動向調査事業に基づく報告数）

#### イ 感染症診査協議会

新型コロナウイルス感染症患者に対する感染防止の措置（就業制限、入院勧告、入院勧告の延長）及び新型コロナウイルス感染症患者の適性医療の公費負担などについて審査し、意見を述べる。

(表 3) 感染症診査協議会審査の実施状況

| 開催回数 | 該当法令            | 対象者実件数 | 審査会諮問内容 |
|------|-----------------|--------|---------|
| 18回  | 第18条(就業制限)      | 5件     | 報告      |
|      | 第19条第1項(応急入院勧告) | 5件     | 報告      |
|      | 第20条第1項(入院勧告)   | 2件     | 審議      |

#### ウ 新型インフルエンザ等対策

平成21年の新型インフルエンザ(A/H1N1)の世界的流行を踏まえ、平成23年9月に新型インフルエンザ行動計画を改定。新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため、平成24年5月に「新型インフルエンザ等特別措置法」が策定された。

令和元年12月以降は、新型コロナウイルス感染症が世界的に流行した。同感染症は令和2年1月に指定感染症に指定され、令和3年2月に法的位置づけが新型インフルエンザ等感染症に変更され、令和5年5月に五類感染症へ変更となった。

##### (ア) 新型コロナウイルス感染症に係る会議

管内の医療機関等の関係機関を構成員とし、新型コロナウイルス感染症に関する会議を1回開催した(6月)。

##### (イ) 移送に関する関係機関との訓練

八重山保健所では、発生早期の医療提供を円滑に実施できるようにするため、平成24年度から関係機関との合同訓練を実施している。

令和2年度から令和5年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、訓練の実施なし。

##### (ウ) 感染症対策研修会

令和5年度は、重症化リスクの高い高齢者や障害者が多く入所する施設における感染対策や備えが重要であることから、職員の知識・技術の向上を図り、これまでの組織体制や感染対策の見直しを行い、様々な状況に応じた感染対策の実践に繋げていくことを目的に「with コロナスキルアップ研修会」を実施した。

###### ○第1回(集合型)

日時：令和5年7月6日(木) 14:00~16:00

参加：29施設44名(管理者、介護士、看護師、ケアマネジャー、理学療法士、行政職員など)

###### ○第1回(訪問型)

日時：令和5年7月7日(金) 3施設を訪問。

○第2回（集合型）

日時：令和5年11月30日（木）14:00～16:00

参加：10施設16名（指導員、管理者、介護士、看護師など）

○第2回（訪問型）

日時：令和5年12月1日（金）4施設を訪問。

エ 肝炎対策

感染者の早期発見を目的として、平成24年度より一部の対象者を除き無料でB型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルス検査及び相談事業を実施している。また、肝炎ウイルス陽性者を早期発見・早期治療に繋げることを目的とし、「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業」及び「肝炎治療促進事業」を実施している。

（ア） 肝炎ウイルス検査

火曜日、木曜日にB型肝炎ウイルス検査（HBs抗原検査）及びC型肝炎ウイルス検査（HCV抗体検査及びHCV核酸増幅検査）を実施している。結果返しは、B型肝炎ウイルス検査は、検体採取の約2時間後に、C型肝炎ウイルス検査は検体採取日から2週間後に実施している。

（表4） 肝炎ウイルス検査実績（件数）（令和元年度～令和5年度）

|      |         | 令和元年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| B型肝炎 | HBs抗原検査 | 57    | 7     | 0     | 1     | 16    |
| C型肝炎 | HCV抗体検査 | 47    | 5     | 0     | 1     | 7     |

※令和元年度は、令和2年1月～3月休止

※令和2年度は、令和2年4月～5月及び8月～令和3年3月休止

※令和3年度は、令和3年4月～令和4年3月休止

※令和4年度は、令和4年4月～令和4年11月休止、12月から再開

※令和5年度は、4月～5月休止、6月より再開

（イ） 肝炎治療促進事業

平成20年4月より、C型肝炎ウイルスの抑制を目的として行うインターフェロン治療について医療費の一部を支援する「肝炎治療特別促進事業」が開始された。平成22年度からB型肝炎の核酸アナログ製剤治療、平成26年度からC型慢性肝炎、C型代償性肝硬変へのインターフェロンフリー治療が医療費助成の対象となっている。

(表5) 肝炎治療費助成申請数内訳 (令和3年度～令和5年度)

|       | 申請数<br>(件) | C型(インターフェロン) |        | C型(インターフェロンフリー) |    | B型(核酸アナログ) |    |
|-------|------------|--------------|--------|-----------------|----|------------|----|
|       |            | 新規           | 2回目・延長 | 新規              | 更新 | 新規         | 更新 |
| 令和3年度 | 62         | 0            | 0      | 7               | 0  | 3          | 52 |
| 令和4年度 | 61         | 1            | 0      | 6               | 0  | 6          | 48 |
| 令和5年度 | 68         | 0            | 0      | 3               | 0  | 7          | 58 |

## (ウ) ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業

平成27年6月より、肝炎ウイルス陽性者を早期に発見するとともに、陽性者を早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的として、陽性者のフォローアップや初回精密検査や定期検査の費用助成を行っている。

(表6) 検査費用助成申請数内訳 (令和3年度～令和5年度)

|       | 申請数 | 初回精密検査 | 定期検査 |
|-------|-----|--------|------|
| 令和3年度 | 5   | 1      | 4    |
| 令和4年度 | 2   | 0      | 2    |
| 令和5年度 | 2   | 0      | 2    |

## オ 予防接種事業

予防接種には、予防接種法に基づき市町村長が実施する勧奨接種(定期予防接種)とそれ以外の任意接種がある。当保健所は、予防接種法第5条第1項に基づき、管内3市町へ定期予防接種の指示や指導調整等、管内3市町の予防接種事業が円滑に進むよう支援している。

## (ア) 麻しん対策

平成18(2006)年4月1日から、麻しん風しん混合(MR)ワクチンが定期接種に導入され、同年6月2日から2回接種(1歳時の第1期および小学校入学前1年間の第2期)が開始された。

平成19(2007)年には、ワクチン未接種かつ麻しん未罹患者、ワクチン1回接種後のPrimary vaccine failure(PVF、予防接種を受けてもうまく免疫がつかないことが数%あること)、Secondary vaccine failure(SVF、予防接種を受けて一旦ついた免疫が長い年月の間にしだいに弱くなり、病気を防げなくなってしまうこと)の者を中心とした流行が発生した。年齢は10代～20代が中心であった。

この流行をきっかけとして、平成19(2007)年12月28日に「麻しんに関する特定感染症予防指針」が厚生労働大臣から告示される等、国内麻しん排除に向けた取り組みを勧めてきた。そして、平成27(2015)年3月27日に世界保健機関(WHO)西太平洋地域事務局(WPRO)より日本は麻しんの排除状態にあることが認定された。

麻しんの排除状態を維持するためには、2回の予防接種率がそれぞれ95%以上になることが必要である。

麻しんの発生状況については、感染症法における五類感染症として、医療機関より全数報告にて把握している。また、沖縄県において、麻しん発生時には初期対応、流行予防対策、情報還元、流行時の生後12ヶ月未満の者に対して予防接種勧奨等を行っていくために、麻しん疑い例に対する迅速な対応・検査体制をとっている。

沖縄県では、平成30(2018)年に来沖した外国人観光客が発症したことにより県内全域に拡大し、101人の麻しん患者が発生した(うち八重山管内1人)。また管内では、国外から石垣市へ入港した船舶に搭乗していた方2人の患者が発生した。

## カ エイズ・性感染症対策

### (ア) エイズ対策及び性感染症(STI)対策

わが国において、エイズは感染症法第11条の規定により「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針(エイズ予防指針)」が定められており、八重山保健所では、その指針に基づきHIV検査体制及び相談体制の充実を図っている。また、発症することで、HIV感染のリスクが高くなるその他の性感染症の早期発見や早期治療に繋がることを目的に、梅毒及びクラミジアの検査・相談も併せて実施している。

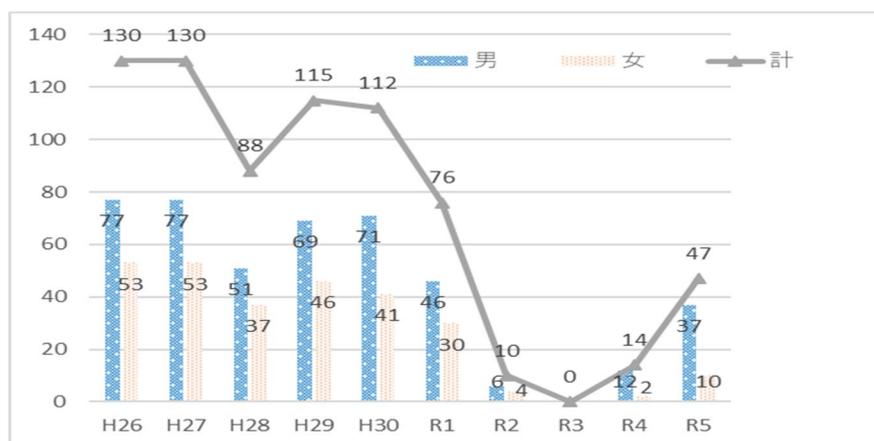
毎年6月1日～6月7日を「HIV検査普及週間」、12月1日を「世界エイズデー」とし、エイズや性感染症等に関する啓発や検査普及活動を実施している。

#### a HIV検査及び相談実施状況

祝祭日を除く火曜日・木曜日に、無料・匿名でHIV検査を実施しており、採血後約1時間後には結果をお知らせできる即日検査体制を整えている。

HIV、エイズに関する相談は、祝祭日を除く平日に来所相談又は電話相談にて対応している。多くは検査を受ける際の相談である。

(図2) HIV検査件数の推移(平成26年度～令和5年度)



※令和元年度は、令和2年1月～3月休止

- ※令和2年度は、令和2年4月～5月及び8月～令和3年3月休止
- ※令和3年度は、令和3年4月～令和4年3月休止
- ※令和4年度は、令和4年4月～令和4年11月休止、12月から再開
- ※令和5年度は、令和5年4月～5月休止、6月から再開

b 性感染症(STI)検査及び相談実施状況

祝祭日を除く火曜日・木曜日は、梅毒及びクラミジアの検査を実施している。HIV検査同様に匿名で検査を受けることができる。平成25年度から梅毒及びクラミジアの検査にかかる費用が無料となり検査件数が増加した。新型コロナウイルス感染症対応のため令和2年1月から検査を休止（令和2年6月～7月のみ実施）、令和4年12月から検査を再開している。

(表7) 性感染症検査件数（令和元年度～令和5年度）

| 年度    | 梅毒 | クラミジア |
|-------|----|-------|
| 令和元年度 | 74 | 61    |
| 令和2年度 | 9  | 9     |
| 令和3年度 | 0  | 0     |
| 令和4年度 | 16 | 16    |
| 令和5年度 | 48 | 48    |

- ※令和元年度は、令和2年1月～3月休止
- ※令和2年度は、令和2年4月～5月及び8月～令和3年3月休止
- ※令和3年度は、令和3年4月～令和4年3月休止
- ※令和4年度は、令和4年4月～11月休止、12月から再開
- ※令和5年度は、令和5年4月～5月休止、6月から再開

c HIV/AIDS 予防・検査普及・啓発活動

HIV検査普及週間や世界エイズデーにあわせ一般市民を対象に普及啓発活動等を実施している。令和5年度は6月と12月にパネル展を実施した。

HIV検査普及週間におけるパネル展

日時：令和5年6月2日（金）～6月7日（水）  
 場所：八重山合同庁舎1F石礁ホール

世界エイズデーにおけるパネル展

日時：令和5年12月1日（金）～12月7日（木）  
 場所：石垣市立図書館

### (3) その他の疾病対策

#### ア HTLV-1 対策

平成 23 年度より、家族に感染者があるため検査を希望する者で、かつ現時点では発症を予防する方法がないこと等について理解し同意した者は、保健所において匿名・無料にて検査、相談を受けることができる。他の住民検診等で検査できる者は除く。令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症対応のため休止した。令和 4 年度は令和 4 年 12 月から各種検査を再開している。

※ HTLV-1 とは：感染することで、ATL (Adult T-cell Leukemia：成人 T 細胞白血病) や HAM (HTLV-1 Associated Myelopathy) と呼ばれる神経疾患の原因となるウイルス。母子感染が主要な感染経路。

#### イ 石綿健康被害救済制度受付業務

アスベスト（石綿）による健康被害を受けた方及びその遺族に対し、医療費等を支給する措置を講ずることにより、健康被害の迅速な救済を図ることを目的とした、「石綿による健康被害の救済に関する法律」が平成 18 年 3 月から施行され、指定された疾病の救済給付が開始されている。保健所では、申請書類の請求や申請書提出までの相談対応業務にあたる。また、制度利用者に係る医療機関からの相談対応等を担っている。

令和 5 年度 相談件数 0 件 、申請件数 0 件

#### ウ 熱中症予防対策

沖縄県では、熱中症の発生を未然に防止し、県民や観光客等の健康管理に資することを目的として、沖縄県熱中症対策事務処理要領に基づき毎年 6 月 1 日から 9 月 30 日の期間において県内の定点医療機関からの協力の下、熱中症発生届による熱中症発生状況の情報収集を行い、取りまとめた。

令和 2 年度及び令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症対応のため取りまとめは休止となった。

他方で、総務省消防庁における「夏期における熱中症による救急搬送人員の調査」が平成 20 年度から開始され、令和 3 年度からは「熱中症警戒アラート」が全国で運用開始されている。沖縄県においても、令和 4 年度から「熱中症警戒アラート」を活用して熱中症の発生動向を把握することとし、沖縄県熱中症対策事務処理要領に基づく情報収集を廃止している。

(4) 臨床検査業務

ア 性感染症及び肝炎検査(表1)

HIV 一次スクリーニング検査(免疫クロマト法)、クラミジア抗原検査(免疫クロマト法)、梅毒検査(RPR法、免疫クロマト法)、HTLV-1抗体検査(PA法)、HBs抗原(免疫クロマト法)、HCV抗体(EIA法)・RNA定量検査(RT-PCR法)を実施している。

※ HIV抗体陽性・疑陽性は、衛生環境研究所にて抗体確認検査(確認免疫クロマト法・PCR法)を実施。

※ HCV抗体、HCV-RNA定量検査は委託の検査機関にて実施。

検査体制

【曜日】火・木：即日検査(当日結果説明、採血後1時間以内に)

※HCV抗体検査は2週間後に結果説明

【受付】9時～10時(木曜日)、13時～14時(火曜日) ※要予約

※令和元年度は、令和2年1月～3月休止

※令和2年度は、4月～5月、8月～令和3年3月休止

※令和3年度は休止

※令和4年度は、4月～11月休止、12月より再開

※令和5年度は、4月～5月休止、6月より再開

イ 結核対策関連検査(表1)

既往者や接触者に対して、抗酸菌検査(塗抹/培養)及びQFT検査を実施。

ウ 検便検査(表2)

三類感染症の報告があった場合、必要に応じ患者及び接触者の検便検査を行う。

エ その他衛生環境研究所への検査依頼・検体搬送(表3)

(表1) 性感染症及び肝炎・結核検査件数(令和5年度)

|             |   | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | 合計 |
|-------------|---|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| HIV検査       | 男 | 0  | 0  | 11 | 1  | 2  | 1  | 5   | 2   | 7   | 0  | 4  | 4  | 37 |
|             | 女 | 0  | 0  | 2  | 0  | 2  | 1  | 1   | 1   | 1   | 1  | 1  | 0  | 10 |
|             | 計 | 0  | 0  | 13 | 1  | 4  | 2  | 6   | 3   | 8   | 1  | 5  | 4  | 47 |
| HBS検査       |   | 0  | 0  | 0  | 1  | 1  | 1  | 3   | 1   | 7   | 0  | 1  | 1  | 0  |
| HCV検査       |   | 0  | 0  | 0  | 1  | 0  | 1  | 1   | 1   | 2   | 0  | 1  | 0  | 0  |
| クラミジア抗原検査   |   | 0  | 0  | 13 | 2  | 5  | 2  | 6   | 3   | 7   | 1  | 5  | 4  | 48 |
| 梅毒検査        |   | 0  | 0  | 12 | 2  | 4  | 2  | 6   | 3   | 9   | 1  | 5  | 4  | 48 |
| QFT検査       |   | 0  | 0  | 0  | 4  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 1  | 1  | 19 | 25 |
| 抗酸菌検査(塗抹培養) |   | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  | 0   | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  |

(表 2) 感染症患者発生に伴う便検査件数(令和 5 年度)

| 検査目的病原体             | 検査件数 |
|---------------------|------|
| 腸管出血性大腸菌感染症 (0-26)  | 13   |
| 腸管出血性大腸菌感染症 (0-157) | 10   |
| 腸管出血性大腸菌感染症 (0-168) | 1    |

※就業制限解除確認も含む

(表 3) 沖縄県衛生環境研究所に依頼した検査件数(令和 5 年度)

| 検査目的病原体             | 依頼件数 | 陽性件数 |
|---------------------|------|------|
| 腸管出血性大腸菌感染症         | 9    | 3    |
| エムボックス              | 1    | 0    |
| ジカウイルス感染症           | 1    | 0    |
| 重症熱性血小板減少症候群 (SFTS) | 3    | 0    |
| チクングニア熱             | 1    | 0    |
| つつがむし病              | 6    | 0    |
| デング熱                | 1    | 1    |
| 日本紅斑熱               | 6    | 0    |
| レプトスピラ症             | 21   | 14   |
| カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症  | 1    | 1    |
| 風しん                 | 2    | 0    |
| 麻疹                  | 2    | 0    |
| 流行性耳下腺炎             | 1    | 0    |